

霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例の制定について

霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月17日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、安定的かつ持続的な企業活動及び立地企業等の市内における操業を推進するために、施設設備の投資を行った立地企業等に対し、必要な助成措置を行い、もって本市における工業の振興及び雇用機会の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 別表に掲げる業種の用に供する施設をいう。
- (2) 立地企業等 本市と立地協定を締結し、本市における工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく工場適地若しくは農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律112号）に基づく工業等導入地区又は市があっせんする工場等用地のいずれかに工場等を設置した事業所をいう。
- (3) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
 - ア 立地企業等が、既存の工場等の規模を拡大する目的で、当該工場等と同一敷地内又は当該工場等の敷地に隣接する敷地内に新たに工場等を建設すること。
 - イ 立地企業等が、既存の工場等内において、新事業への進出又は事業の拡大を目的に、事業の用に供する機械設備又は附帯設備（既存の機械設備又は附帯設備に代えて取得するものを除く。第3条第2号において「機械設備等」という。）を新たに取得すること。
 - ウ 立地企業等に50パーセントを超えて出資している法人が、当該立地企業等に代わりア又はイに掲げる行為を行うこと。この場合において、当該行為は立地企業等によりなされたものとみなす。
- (4) 新規地元雇用者 増設に伴い新たに立地企業等により雇用される雇用者のうち、市内に居住し、かつ、3か月以上継続して雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者となるものをいう。

(補助金対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、増設を行った立地企業等のうち、次の各号の

いずれにも該当するものとする。

- (1) 増設に係る費用の額が2億円以上であること。
- (2) 増設をした日（複数回に分けて増設した場合にあっては、その一部を最初に増設した日とする。）から2年以内に増設した工場等を操業し、又は機械設備等を事業の用に供していること。
- (3) 新規地元雇用者の数が、補助金交付申請時において10人以上であること。
- (4) 市との間で増設に係る立地協定を締結し、かつ、当該協定に定める義務等が履行され、又は履行されることが確実であること。

（補助金の種類及び額）

第4条 補助金の種類及び額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設設備補助金 立地企業等が増設に要した経費に100分5を乗じて得た額
- (2) 新規地元雇用促進補助金 新規地元雇用者の数に20万円を乗じて得た額。この場合において、新規地元雇用者に障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に掲げる者をいう。）がいるときは、当該障害者の数に10万円を乗じて得た額を加算するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の限度額）

第5条 補助金の限度額は、次の定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の規定に該当する場合 1億円
- (2) 前条第1項第2号の規定に該当する場合 1,000万円

（補助対象工場等の指定）

第6条 補助金の交付申請を行おうとする立地企業等は、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する指定を行うときには、必要な条件を付けることができる。

（補助金の返還）

第7条 補助金の交付を受けた立地企業等が、規則に定める規定に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年1月1日からこの条例の公布の日の前日までに行われた増設及び立地協定の締結は、第2条第3号及び第3条第4号の規定による増設又は立地協定の締結とみなす。

別表（第2条関係）

製造業	流通関連業	ソフトウェア業	総合リース業	情報処理サービス業	産業用機械器具賃貸業	情報提供サービス業	事務用機械器具賃貸業	産業用設備洗浄業	機械修理業	非破壊検査業	広告業	デザイン業	ディスプレイ業	機械設計業	自然科学研究所	経営コンサルタント業	エンジニアリング業	農林産物を工業的に生産する事業
-----	-------	---------	--------	-----------	------------	-----------	------------	----------	-------	--------	-----	-------	---------	-------	---------	------------	-----------	-----------------

(提案理由)

本市における既存の補助金制度は、企業による用地の取得に係る費用を補助対象としたものであり、これまで積極的な活用がなされ一定の成果を挙げているものの、未だ企業による新事業への進出や事業拡大を目的とした設備投資に対する補助制度が設けられていないことは、本市にさらなる産業の集積を図る上で大きな課題となっている。このようなことから、施設設備の投資を行った市内の立地企業等に対し必要な助成措置を講ずるため、本条例を制定しようとするものである。